

琉球大学学術リポジトリ

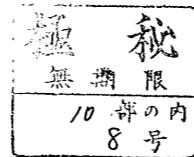
沖縄の航空権益（日米航空交渉関連）（3）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): ノースウェスト, フライングタイガー, トランスワールド, コンチネンタル・ミクロネシア, 了解覚書, 合意議事録, 吉野局長・スナイダー公使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43486

46
5/31
古物
スター会議
(記念)

ナニ
アリ

航
空
項



沖縄返還問題

(吉野局長・スナイダー公使会談)

昭和46. 5.3 /

アメリカ属北米第一課

5月3日に行なわれた本件会談の概要次のとおり。（当方：井川条約局長、橋木局参事官、中島条約課長、以下米北／、米保、条約事務官、先方：シェミッツ法務官、バーカー審配官同席）

1. パックナー記念碑問題

- (1) 会談に先立つて米側より提示のあつた別添愛知外務大臣の発言案 / *vara* の *suitable arrangements* に関する、当方より、かかる *arrangements* の内容として南方同胞援護会をして土地の買取り、維持、管理等必要な措置を行なわしめることを考慮中なる旨説明。
- (2) 当方より、X条との関連で、記念碑の所有権の所在につき確認したのに対し、スナイダー公使は、土地は勿論、記念碑自体も米國の *property* ではないと了解していただいて差支えなく、従つてX条との関連を考慮する要はない旨述べた。

2. P-3 問題

当方より、P-3とV0Aとをパッケージにするとのわが方案に対する米側の感想いかんと質したのに対し、スナイダー公使は、本国より未だなんらの回答に接しあらず、いつ回答があるか予測もしないが、本件については、本日すでに行なわれたと承知している柏木・ジューリックの話合いの結果いかんであり、場合によつてはパリにおける愛知大臣・ロジャーズ長官会談まで持ち越しということもありうる旨述べたので、当方より、愛知大臣出発前に *promising indication* をえたい旨強く述べたところ、先方は努力方約した。

3. 横東放送問題

先方より、米側は2周波割当を強く望むものであり、(1)1周波数で2カ国語による放送、(2)2周波数を認める場合、うち1波は暫定期間5年内に限り認められる、との日本側提示のオルターナティブに対する横東放送側の反応は

unhappy ということであり、(4)は acceptable であるが、(4)は全く unacceptable であるとの感触だつた旨指摘、なお、N H K はいずれ O H K の使用周波数を引渡ぐことになるのであるから、その分 1 波を樺東放送に割当てられないかと提案。当方より、O H K は現在 T V のみなので、N H K は新たに 2 波を必要とするものであり、軍の 2 波、特に 5 月中旬開始の 1 波の問題もあるので、これをやめれば兎も角として、郵政省の態度も固く、本件は困難な問題なる旨指摘。

4. 航空問題

(1) 先方は、5 年の暫定期間終了時に協議するとのわが方案に難色を示し、米側は沖縄の路線権は無期限なものと考えるところ、日本側は 5 年の暫定期間終了と同時に米側の路線権を terminate させる意向にあらざるやと述べたので、当方より、現在米側企業が那擇に就航していることは事実であり、また日本側は 5 年後に terminate するとはいっておらぬ旨応酬。

(2) 先方は、暫定期間終了時の協議は路線権に関するものではなく、單に沖縄の路線の利益が協定期間に charge さるべきか否かに関するものであると了解してよいかと述べ、開港の注（案）として、暫定期間終了時に "if U.S. chooses to retain the rights, then discuss charges." との趣旨を明らかにしではいかぬと述べた。

それに対し当方より、現行協定で認められる以上の権利は認められず、提案済の案文以上の請求は困難なる旨コメントし、先方はいずれにしても今夜にももう一度トレザイスと話してみる旨述べ、結局結論をえなかつた。

（注：この点 6 月 1 日にもランデ参事官と米側の考え方をさらに打聽することとしたい。）

5. 資産引継ぎ問題

当方より、~~X~~ 条付属のリスト記載さるべき property を直ちに identify したい旨述べたところ、シュミットは、同 6 月 1 日にはリスト・アップして提示しうる旨回答。

6. 防衛交渉関係

- (1) 先方より、防衛問題に関する合意案には協定署名時に防衛交渉当事者間でイニシアルすることを結構だが、その際これを公表することとした旨述べ、当方より、本件合意案は実質的に固るのはイニシアルによるが、正式には安保協議委で採択される時であり、イニシアルの段階で公表した前例はない、本件はできるだけconfidentiallyに取り進めることとし、安保協議委終了後合意案のgistを公表することがしかるべき旨回答。
- (2) これに対し先方は、対講会の考慮もあり、協定署名時にgistなりとも公表できないか（当方より、協定署名が6月中旬になつたので、7月早々安保協議委を開催すればその間僅か2週間なる旨指摘したのに對し、スナイダーは、自分の経験上米国においては上記にて^はtoo lateなる旨反論。）、あるいはイニシアル済みの合意案を7月初めの安保協議委の席上採択さるべきものなることを明示の上公

表しないかと述べたが、當方より、上記が困難なる所以を示し、本件については引続き協議すべきこととなつた。

7. 復帰目標日

スナイダーより、米側としてたとえば4月1日といわれても、復帰目標日などを今考へている者は誰もいない。今後なにが起るか分らない（cannot foresee all circumstances）ので（米側の立場からいえば、7月1日というのがlogicalであり、特に軍国保筋には日本側でも復帰を72年7月1日と想定しているものが多い。）、現時点で上記を確定することは困難と思う旨述べた。

8. 外資問題に関する大臣書簡案

當方より、大臣出発前の6月5日までに本書簡の署名を了したいところであつたが、この際は協定署名時でも構わないのではないかという旨が大臣の考え方であるところ、米側の感覚いかんと述べたに対し、先方は、本書簡案について



May 28, 1971

は本国のクリアランスをうる必要もあるので、
上記にて賛成ない旨述べた。

Proposed statement for the record
by Foreign Minister Aichi
concerning memorials

The GOJ appreciates the emotional significance of
the Buckner Memorial to the United States. Although the
memorial will no longer be maintained by U.S. Forces after
reversion, the GOJ intends to make suitable arrangements
for its preservation and maintenance after reversion.

I understand that the American Legion Okinawa Post
is caring for the Ernie Pyle Memorial. You can be assured
that the GOJ will facilitate the American Legion post's
continuation of its arrangements. *rly* *ob*

The GOJ shares with the U.S. ^{recognition} ^{the deep}
historical significance of the Naha International Cemetery
in terms of U.S.-Japan relations. As you know, Naha
International Cemetery has been in existence for over 100
years and the GOJ wishes to see it preserved in its
traditional sense.